

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定設備等の使用料の減免）</p> <p>第19条 特定設備等の使用料の免除又は一部の減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自治会等が、地域の防災会議等防災教育を実施するため、軽運動室の専用使用をし、又は会議施設を使用するとき。10割（グラウンドゴルフ用具を除く。）</p> <p>(3) 自治会等が、軽運動室を商業宣伝、物品販売その他これに類する目的以外の目的で使用するとき。10割（折りたたみ式簡易舞台、<u>長机及び椅子</u>に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（特定設備等の使用料の減免）</p> <p>第19条 特定設備等の使用料の免除又は一部の減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自治会等が、地域の防災会議等防災教育を実施するため、軽運動室の専用使用をし、又は会議施設を使用するとき。10割（<u>軽運動用具及びグラウンドゴルフ用具</u>を除く。）</p> <p>(3) 自治会等が、軽運動室を商業宣伝、物品販売その他これに類する目的以外の目的で使用するとき。10割（折りたたみ式簡易舞台、<u>長机、椅子及び養生シート</u>に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

改正後			
別表第4（第16条関係）			
備品器具使用料			
種別	使用単位	金額	備考

(略)			
椅子	1脚1回	30円	
演台	1台1回	550円	
(略)			
映像機器	1式1回	1,100円	
グラウンドゴルフ用具	1対1回	110円	
備考			
(略)			

改正前			
別表第4 (第16条関係)			
備品器具使用料			
種別	使用単位	金額	備考
(略)			
椅子	1脚1回	30円	
<u>養生シート</u>	<u>1枚1回</u>	<u>110円</u>	
演台	1台1回	550円	
(略)			
映像機器	1式1回	1,100円	
<u>軽運動用具</u>	<u>1式1回</u>	<u>550円</u>	
グラウンドゴルフ用具	1対1回	110円	
備考			
(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重北勢健康増進センター条例施行規則別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る備品器具使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る備品器具使用料については、なお従前の例による。

(健康福祉課健康づくり課)